

時期	復旧・復興段階
区分	教育・文化
分野	文化財等
検証項目	文化財等

根拠法令・事務区分	災害対策基本法、文化財保護法、激甚災害法
執行主体	国、県、市町等
財源	<p>国庫補助</p> <p>・国指定文化財 1 / 2 以上、県指定文化財 1 / 3</p> <p>(阪神・淡路大震災では国指定文化財で補助率を原則20%かさ上げ)</p>
概要	<p>災害により多数の貴重な文化遺産が倒壊、損傷する恐れもあることから、発災後速やかに文化遺産の被害状況を把握し、被災した文化遺産の保全等を図る必要がある。</p> <p>兵庫県は、国宝で全国第7位、重要文化財は全国第6位の指定文化財を有する地域であり、また、指定はされていないものの貴重な文化遺産を数多く有している。阪神・淡路大震災では、多くの歴史的建造物や史料等が震災による被害を受けることになったが、指定文化財については国の復旧事業により平成11年度末にすべて復旧が完了した。しかし、未指定文化財については、指定文化財のような保護・支援がないことから撤去・散逸が懸念された。地域住民やボランティア等の有志の努力によって、そのような文化遺産の保全が図られたが、災害時における、未指定文化財も含む文化遺産の保全・復旧のあり方に課題を残した。</p>

阪神・淡路大震災時における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置</p> <p>【文化庁】</p> <p>文化財レスキュー隊の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災した文化財等を緊急に保全するため、文化庁、兵庫県教育委員会及び文化財・美術関係団体の連携協力の下に「阪神・淡路大震災被災文化財等救援委員会(いわゆる文化財レスキュー隊)」を設置し、美術品、仏像など16件の搬出と保管を行った。[『震災対策の充実のために 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて』総務庁行政監察局編,p138] <p>文化財の復旧等</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要文化財美術工芸品、記念物については平成7年度第1次補正予算で、重要伝統的建造物群保存地区については平成8年度予算までに、それぞれ所要の経費を措置し、保存修復及び復旧工事を実施した。[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p206][『震災対策の充実のために 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて』総務庁行政監察局編,p138] 重要文化財建造物については、平成7年度第1次補正予算より所要の経費を計上し、復旧工事を実施した。[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p206][『震災対策の充実のために 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて』総務庁行政監察局編,p138] <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果 (成果「県」参照)</p>
県	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置</p> <p>文化財の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災を受けた国・県指定文化財の復旧を進めるにあたり、平成7～9年度までの3カ年計画を原則として行うこととし、旧神戸居留地十五番館など国指定文化財等27件、重要伝統的建造物群保存地区1件(32棟)の計28件と、六甲八幡神社など県指定文化財等22件の復旧事業を実施することとした。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録 - 兵庫県』兵庫県,p284] 災害復旧に係る国庫補助のかさ上げ、あるいは「阪神・淡路大震災復興基金」や運輸省の管轄するモーターボート収益金による助成、民間資金として文化財保護復興財団による助成を得て文化

	<p>財の災害復旧を行っている。方法としては、個人・法人所有者の負担軽減措置として国・県・市町指定文化財災害復旧事業の所有者負担額の1/2を助成する予算措置を行った。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録 - 兵庫県』兵庫県,p284-285]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未指定文化財のうち、建築学会が調査した景観形成建築物及び同候補物件、並びに市町指定文化財候補物件についても、歴史的建造物所有者の復旧意識の啓発を図るとともに、負担軽減措置として270件余の助成の予算措置を行った（復興事業）。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録 - 兵庫県』兵庫県,p285] ・文化財保護振興財団の協力により、修理費の募金活動を行い、文化財保護意識の啓発に伴う国民的支援の醸成を図った。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録 - 兵庫県』兵庫県,p285] ・平成11年10月の兵庫県文化財保護審議会の緊急提言「文化財を次の千年に引き継ぐために」を踏まえ、平成12年度に県教育委員会が大幅に予算を拡充したことで修復・修理事業の完了に目途が立った。 <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果</p> <p>明石城、尼崎市寺町地区、神戸旧居留地十五番館、旧山邑邸、沢の鶴大石蔵等の多くの歴史的建造物で耐震性に配慮した補修や再建が行われた。[端信行「歴史遺産の復旧等、地域文化をめぐる課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第6巻《文化復興》』兵庫県・震災対策国際総合検証会議,p269,276-284]</p> <p>阪神・淡路大震災復興基金による補助について、平成12年度までに284件、約10億円が補助された。</p> <p>兵庫県内の指定文化財の復旧は、平成12年3月の国指定文化財・明石城異櫓・坤櫓を最後に、すべて完了した。[『阪神・淡路大震災復興誌第5巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p149-154]</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置</p> <p>【神戸市】</p> <p>風見鶏の館は市の指定外であるため補助が受けられないが、神戸市は異人館街の景観を保つのに必要な建物と判断し、移築保存することとした。</p> <p>【西宮市】</p> <p>被災を受けた文化財は、国指定文化財5件、県指定文化財4件、市指定文化財9件であった。全壊した指定文化財は指定解除とし、損傷した国指定文化財5件、県指定文化財3件、市指定文化財8件については修理を行った。[『震災復興6年の総括 - 阪神・淡路大震災 - 』西宮市,p125]</p> <p>被災した家屋から、古文書及び民俗資料の救出を行い、これらの資料は、寄託・寄贈などの手続きを終え、郷土資料館収蔵庫で保管し、現在分類作業中である。整理等が完了したものを順次、企画陳列等で展示活用している。[『震災復興6年の総括 - 阪神・淡路大震災 - 』西宮市,p125]</p> <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果</p> <p>【西宮市】</p> <p>指定文化財の修理は、平成10年度に完了した。[『震災復興6年の総括 - 阪神・淡路大震災 - 』西宮市,p125]</p>
そ の 他	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置</p> <p>指定を受けていない文化財の場合、復興基金から半額の助成があるとは言え、個人の負担が大きいことから、北野の町並み保存団体では異人館街の保存の一つの方法を見直す動きが出て、その一つとして、「異人館基金」が設立された。[『阪神・淡路大震災 神戸復興誌』神戸市,p843-847]</p> <p>関西建築家ボランティア「灘の酒蔵を復興させる会」が、酒蔵の町の復興から始めて地元全体が活気を取り戻すことをねらいとしたプロジェクトを発足させた。</p> <p>谷崎潤一郎の移り住んだ家の1つである「岡本の家」の消失を惜しむ地元住民を中心とした有志が復元委員会を結成し再現の計画を進めている。</p> <p>神戸市中央区の生田神社は震災直後から復旧工事を始めた。兵庫県神社庁は、伊勢神宮に依頼して不用になったヒノキ材を譲り受け、県内32の神社がそのヒノキ材を復興に役立てた。</p>

	<p>地元NGO救援連絡会議文化情報部は、指定文化財以外の幅広い文化遺産を対象に救出保全に取り組んだ。[『阪神・淡路大震災復興誌第1巻』兵庫県・(財)21世紀ひょうご創造協会,p159-160]</p> <p>阪神大震災対策歴史学会連絡会・歴史資料保全情報ネットワーク(史料ネット)は、マスコミを通じて広く情報提供を呼びかけ、ボランティア登録と募金を募るとともに、広報宣伝活動なども行った。[『阪神・淡路大震災復興誌第1巻』兵庫県・(財)21世紀ひょうご創造協会,p160]</p> <p>アメリカのポール・ゲッティ財団の調査団が来日し、災害時に対応する文化財保護のためのマニュアルを配布した。[『阪神・淡路大震災 芸術文化被害状況調査 報告書』阪神・淡路大震災芸術文化被害状況調査研究プロジェクト委員会,p21]</p> <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果</p>
<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果</p>	
国	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組 取組内容</p> <p>【文化庁】 文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災による文化財建造物等の被害の実情に鑑み、文化庁文化財保護部では、学識経験者から成る「文化財建造物等の耐震性能の向上に関する調査研究協力者会議」を組織するとともに、対策を検討し、その結果を踏まえ、「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」を作成、全国の都道府県教育委員会に通知した(平成8年1月17日通知)。[『文化財建造物等の地震時における安全性の確保について(通知)』(庁保建第41号)] <p>重要文化財(建造物)耐震診断指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化庁は、重要文化財(建造物)の地震時における安全性の確保の一層の充実を図るため、所有者等が重要文化財(建造物)の耐震診断を行うに際して推奨される標準的な手順と方法、及び留意すべき事項を示した「重要文化財(建造物)耐震診断指針」を定め、各都道府県教育委員会に通知した(平成11年4月8日通知)。[『重要文化財(建造物)耐震診断指針の策定について(通知)』庁保建第149号] <p>重要文化財修理、防災事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要文化財(建造物)の管理、修理(震災対策を含む)、防災施設等(防火・防犯設備、擁壁排水施設、火除地・消防道路設置、危険木対策、買上げ)の整備に要する経費について所有者又は管理団体に対して補助を行っている。また、重要文化財(美術工芸品)の管理、修理、防災施設等の整備又は耐震対策等に要する経費についても、所有者又は管理団体に対して補助を行っている。[文化庁 http://www.bunka.go.jp/] <p>【内閣府】 内閣府においては、平成15年6月に災害から文化遺産と地域をまもる検討委員会を設置し、災害から文化遺産と地域を守るためのあり方についての検討を行っているところである。[内閣府防災情報のページ(http://www.bousai.go.jp/)]</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
県	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>兵庫県文化財保護審議会は、平成12年10月20日に「次世代への継承と新しい文化の創造のために21世紀における兵庫県の文化財行政について―」循環型社会における歴史文化遺産の活用方策について(兵庫県文化財保護審議会建議)を取りまとめた。[兵庫県教育委員会 http://www.hyogo-c.ed.jp/~shabun-bo/gyouseisi tuhp/kengi/kengiyousi .htm]</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>神戸市は、阪神・淡路大震災の教訓や文化財保護法の改正など時代の変化に対応した文化財保護施策の必要性とともに神戸市独自で特色のある神戸らしい文化財を保護するため、平成9年3月</p>

	<p>に「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」を制定した。[『平成15年度「復興の総括・検証」報告書』神戸市,p103]</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果 神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例に基づき、172件の文化財の指定等がなされている。[『平成15年度「復興の総括・検証」報告書』神戸市,p103]</p>
その他	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
<p>これまでの各方面からの指摘事項</p> <p>被災地で最初に動き出したNGO文化情報部は、資材や専門知識を持つメンバーが限定されており、文化庁などの文化財等救援委員会は指定文化財中心で、未指定に踏み込んだ小回りがきかない。自治体担当職員は被害者の生活救援のために対応ができない。(奥村弘「被災地の歴史遺産保全活動」『大震災100の教訓』クリエイツかもがわ)</p> <p>保全すべき歴史遺産とは何かということがまず問題となり2つの困難があった。第1は、国や地方公共団体によって指定されてはじめて文化財になるという、文化財制度にある。文化財行政は指定文化財を中心に行われているが、そのみでは被災地域の多様な歴史遺産の保全は難しかった。第2は、地域住民が何を歴史遺産と考えるかという問題である。住民自身が手元にある様々なものについて、歴史的に価値があり、震災の生活難の中でも保全すべきと考えなければ、第三者がそれを保全する方法はない。ところが被災地域では、地域の歴史遺産の価値は見えにくくなっていった(指定文化財のみが歴史遺産であるという意識、歴史叙述における地域の歴史遺産の重要性を研究者が市民に知らせていないこと、モダンな都市神戸市というイメージに歴史が隠されていること、身近な歴史遺産と市民が対応する自治体の文書館や博物館が弱体であったことなどがその理由)。被災自治体の財政難により、文書館・博物館の運営は困難を増しているが、NGOと自治体、大学や研究者らが地域住民に依拠した歴史文化を充実させていくための恒常的な連携が求められている。(奥村弘「被災地の歴史遺産保全活動」『大震災100の教訓』クリエイツかもがわ)</p> <p>物的被害で無視できないことに、文化財や文化的建造物の被害がある。重要文化財である旧居留地の「十五番館」が全壊するなど、国指定あるいは県指定の文化財では一七三件の被害があった。そのなかで、灘五郷の酒蔵群など文化的建造物のいくつかは再建が困難となり、伝統的文化遺産が失われる結果となっている。また復旧や復興の過程において、瓦屋根を乗せた住宅や御影石の生け垣が「危険」ということで忌避され、伝統的な構造や町並みが広範囲に失われつつあるが、こうした現象も物的な側面における間接被害の現われとして見逃してはならないことである。(室崎益輝「大震災とは何であったのか」『大震災以後』岩波書店)</p> <p>文化財という指定がなくても地域住民の記憶の風景として大切な遺産は数多くあったはずである。ガレキの撤去費用を全額国庫負担にしたために、残せる筈の建物も片付けられてしまった。それは一般の住宅にもいえることで、少し手を加えれば大丈夫だろうと考えていた建物もほとんど消え失せていた。もし、それらの建物が現地に残り、元の人が住んでいたら、被災後それぞれの仮設住宅でバラバラになった人たちも、必ず現地を何度も訪れているわけで、残っている人達との会話の中から、元のコミュニティが回復していくきっかけとなった筈である。(村上處直「住宅再建支援の課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第4巻《被災者支援》』兵庫県・震災対策国際総合検証会議)</p>	
<p>課題の整理</p>	
<p>今後の考え方など</p> <p>○被災した重要文化財建造物の修理については、復旧に要する経費への補助や技術的な指導を行うとともに、風水害対策として、樹木や自然地形等からの被害に対する環境保全事業を行っている。(文部科学省)</p> <p>○保全体制の確立、マニュアル化に努めていく。(神戸市)</p> <p>○文化財防災資料センターの情報蓄積を推進する。(神戸市)</p> <p>○今後も文化財保全のための環境整備を進めていく。(神戸市)</p> <p>○指定文化財については、国の復旧事業により平成11年度末に復旧が完了したが、未指定文化財についての対応が遅れ、歴史的建造物をはじめ滅失した文化財があった。制度的方策を検討するとともに、地域の文化遺産等未指定の文化財を含んだあらゆる文化財に対する市民、事業者への啓発に努めていく。(神戸市)</p> <p>文化財保全のための環境整備を図っていく。(尼崎市)</p>	